

正しいはかりを使ってください

はかりを「取引又は証明」に使用するとき、検定証印または、基準適合証印が付されているものを使ってください。

取引または証明に使えます

検定証印



都道府県等の公的機関が、法令で定める基準に適合するかどうかを検査し、合格したはかりに付されます。

基準適合証印



指定製造事業者が、自社の製品について公的機関と同等の基準で検査し、合格したはかりに付されます。

検 定

取引または証明には使えません

家庭用はかりのマーク



左図のマークのあるはかりは、家庭で使用することを目的に作られています。

よって、取引または証明には使えませんので、ご注意ください。

2年毎の定期検査が必要です



取引または証明に使用する「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格した「はかり」には、左図の定期検査済証印(合格証)が付されます。なお、検査に際しては、条例で定める手数料が必要です。

◎は、2021年を表し、2021年1月に検査したはかりに付されます。

取引・証明とは

例えば、はかりを使用する次のような行為が該当します。

1. 商品や製品を計量し、その結果(計量値)でもって取引(商売)を行う。
2. 病院、学校等で体重を測定し、その結果を健康診断書等に記載し、通知・報告等を行う。
3. 薬局、病院等で調剤を行う。

はかりは正しく使ってください

1. はかりは、風・振動がなく安定した場所に設置してください。
2. はかりを使用する前に水平・0点を確認してください。
3. 風袋付の商品をはかる場合、風袋量が確実に引かれていることを確認してください。
風袋とはトレー容器の他、わさび、つま、たれ、飾り等も含まれます。
4. 自動計量包装値付はかりは、メーカーが指定した操作方法を遵守してください。

2017年10月の政令改正により、2019年4月以降の検定証印等の年月が付されたものは、定期検査免除期間が一律1年です。